

災害時における石油類燃料の
供給等に関する協定書

長 万 部 町
函館地方石油業協同組合

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

長万部町（以下「甲」という。）と函館地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、長万部町内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供
- (3) 乙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙等が給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

(報告手続)

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」(別記第2号様式)を提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用(以下「費用」という。)については、原則として、当該石油類燃料の供給等を受けた者(以下「供給先」という。)が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払)

第5条 供給先は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 乙が実施した第1条の規定による業務に従事する乙等並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、乙等が使用者責任において補償を行うものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、乙に対し乙等の災害に関する研修等この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について協力するものとする。

- 3 乙は、支援する組合員と非組合員（未加入業者）の明確化を期するため、毎年4月1日現在の組合員名簿を、甲に提出するものとする。
- 4 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道の定める「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

（協定の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙からの特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年4月10日

甲 山越郡長万部町字長万部453番地の1
長万部町

長万部町長

白井捷一



乙 函館市大手町5番10号 ニチロビル322号
函館地方石油業協同組合

理事長

和田善助

